

ブロードバンドサービスに関する ユニバーサルサービス制度における コスト算定等に関する研究会(第12回) 事業者ヒアリング資料

2024年9月20日

一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会



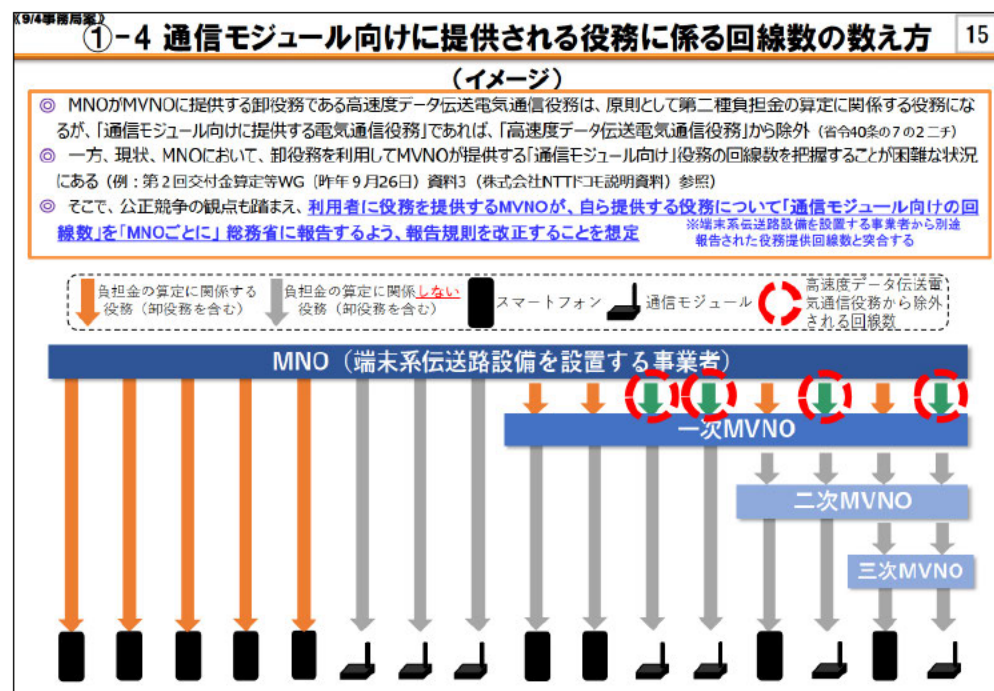
しむし

MVNO委員会

通信モジュールに関する検討について

1

- 前回、前々回の本会合では、MVNOの「通信モジュール」の提供回線数等の把握について、議論がなされてきたところ、MNO－MVNO間の公正競争の確保や事業者負担の軽減等の観点から、現状の報告規則に合わせた運用案が提示されている状況と認識しております。
- この点、当委員会内での検討を踏まえた考え・要望等について、次頁より説明いたします。



※ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会（第10回） 資料2 総務省資料より抜粋

2. MVNOの「通信モジュール」を把握する主体について

- MVNOの「通信モジュール」を把握する主体として、①総務省（もしくは支援機関）、②MNOが考えられる
- MVNOに対するヒアリング等も踏まえ、事業者にとって過度な負担とならないような把握方法を検討いただきたい

把握する主体	実施方法	想定される主な課題
① 総務省（もしくは支援機関）	● MNOおよびMVNOから直接、報告を受ける ※MVNO事業者数：1,890社（2023年12月末） 出典：総務省資料（R6.6.12） ＜報告フロー＞ 総務省・支援機関 MNO MVNO MVNO	● MNOからMVNOへの負担金転嫁に際し、「通信モジュール」分を考慮する必要があることから、総務省からMNOへ一次MVNOごとの通信モジュール回線数の通知が必要 ● 契約数3万未満のMVNOの通信モジュール回線数について一定の考慮が必要
② MNO	● 自社の卸先から報告を受ける ● 自社の提供分とMVNO分を合わせて総務省（もしくは支援機関）へ報告を行う ＜報告フロー＞ 総務省・支援機関 MNO 1次MVNO 2次MVNO 3次MVNO	● 卸先から報告を受けることについて、MNOがMVNOへ聴取可能な事項に係るMVNOガイドラインの改定が必要 ● MVNOは以下2点の把握が必要 (1)卸元のMNO毎の通信モジュール回線数 (2)再卸先のMVNOの通信モジュール回線数

© 2024 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

2

※ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会（第11回） 資料2 NTTドコモ資料より抜粋

（１）ブロードバンドのユニバーサルサービスの負担金算定に係る回線数報告について

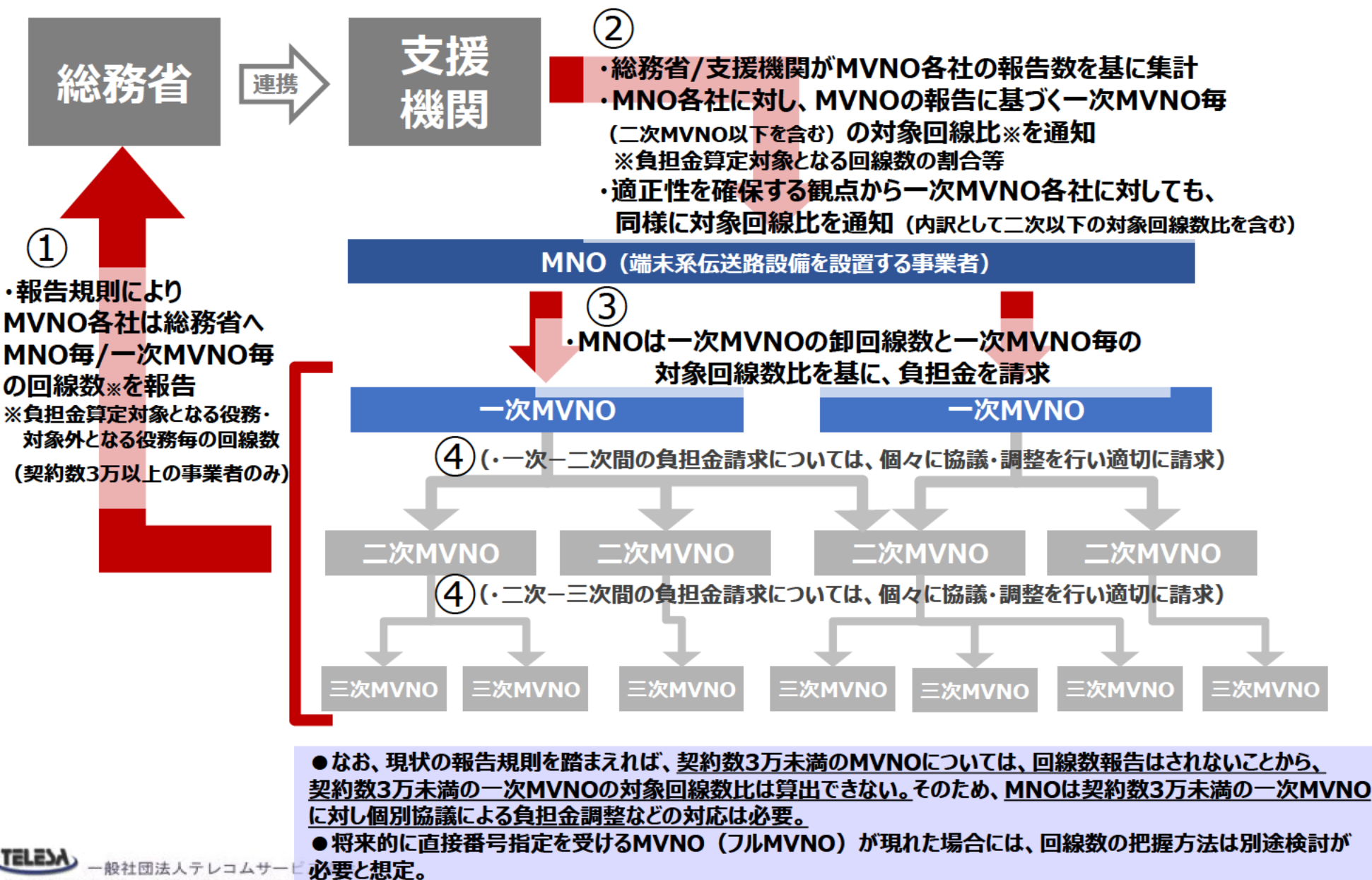
- 事業者間の競争に影響を及ぼす可能性や、MVNO各社への運用負担等を考慮すると総務省事務局案のとおり、報告規則を改正の上、総務省殿がMVNO各社からMNO毎に第二種負担金算定の対象外となる回線数等の報告を受けることが望ましい。
- 現状の報告規則において、「SIMカード型」、「通信モジュール」等の区分があるところ、「通信モジュール」として報告している回線数は、負担金算定の対象外であると認識。
この点、MVNOによっては「SIMカード型」であってもIoT端末や閉域網向けの役務（省令40条の7の2に該当する役務）、下り名目速度1Mbps未満の役務、音声のみの役務等が含まれている場合もあることから、そのような役務も報告対象とし、負担金算定の対象外として頂くことを要望。
- また、報告規則の改正にあたっては、項目追加や集計単位の細分化等が想定されるところ、作業や運用が複雑になることも想定されるため、MVNO各社が共通認識にて適切に報告するために、報告対象役務の定義や区分について明確化いただくことを要望。
- 報告タイミングについて、正確性の観点からは電話ユニバと同様に毎月実施が望ましいもののMVNOの事業規模・体制は大小さまざまであり、その運用負担を考慮すると、現状の報告規則と同様に四半期毎（3か月分）とすることが望ましい。

（２）ブロードバンドのユニバーサルサービスの負担金のMVNOへの転嫁について

- 負担金については、電話ユニバと同様にMNOからMVNOに転嫁されるものとするものの、転嫁方法が不明のため懸念が存在。
- MVNOには多種多様な事業者が存在し、主要な事業分野（個人向け/IoT向け等）は一樣ではないことを踏まえると、MNOからMVNOへの負担金の転嫁について、MVNO毎の対象回線数を把握できないことを理由に、仮にMVNOに一律の割合で負担金を転嫁することとなれば、MVNO間の不公平につながるおそれ。
- この点、MVNOの報告に基づく「一次MVNO毎の負担金対象回線の割合」に応じ※、MNOはMVNOに負担金を転嫁することで、MVNO間での公平性は一定程度確保できるものと思料。
- なお、MNO各社に対しては、総務省等から通知される「一次MVNO毎の負担金対象回線の割合」が、目的外利用されないように、配慮いただくことは必要。

※上記運用については、上流のMNOおよび一次MVNOを特定する必要があるため報告規則の中でMVNO各社から「MNO」毎/「一次MVNO」毎の報告を受ける必要がある

以上の考えを踏まえ、「回線数報告/負担金転嫁フロー」案を提案（次頁）



一般社団法人テレコムサービス協会

MVNO委員会

MVNO事業に関する情報収集、調査・研究 等)

◆構成員 : 60社 (2024年9月12日現在)

運営分科会

- MVNO委員会の運営に関する事項の検討
- MVNOに関する課題の抽出、問題点の分析・整理
- 抽出された課題の解決方策案の検討
- MVNOに関する政策提言等の案の検討

消費者問題分科会

- 消費者問題全般についての情報共有
- 消費者問題に関する課題の抽出、問題点の分析・整理
- 抽出された課題の解決方策案の検討
- 消費者問題に関する政策提言等の案の検討

不払者情報交換 連絡部会

- 未払のある加入者の情報交換
- 不払者情報交換への加入 等

不適正利用防止 検討部会

- 特別利用停止者の情報交換 等

- (株) アーラリンク
- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) アクセル
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- H.I.S.Mobile (株)
- (株) STNet
- エックスモバイル (株)
- NTTコミュニケーションズ (株)
- (株) NTTドコモ
- (株) NTTPCコミュニケーションズ
- (株) 愛媛CATV
- MXモバイル (株)
- (株) オプテージ
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) コスモネット
- (株) コミュニティネットワークセンター
- (株) サジスタム
- GMOインターネットグループ (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- JCOM (株)
- (株) Jストリーム
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- (株) センターモバイル
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- SORAシム (株)
- だれでもモバイル (株)
- TIS (株)
- (株) 地域ワイヤレスジャパン
- (株) ちゅピCOM
- DXHUB (株)
- (株) TOKAIコミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- ニュー・アイティー・ヴェンチャー (株)
- (株) ハイホー
- (株) 日立システムズ
- ビッグロブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- 丸紅ネットワークソリューションズ (株)
- ミーク (株)
- (株) モバイルアーツ
- (株) U-NEXT
- LINEヤフー (株)
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) LinkLife
- (株) レキオス
- Y.U-mobile (株)